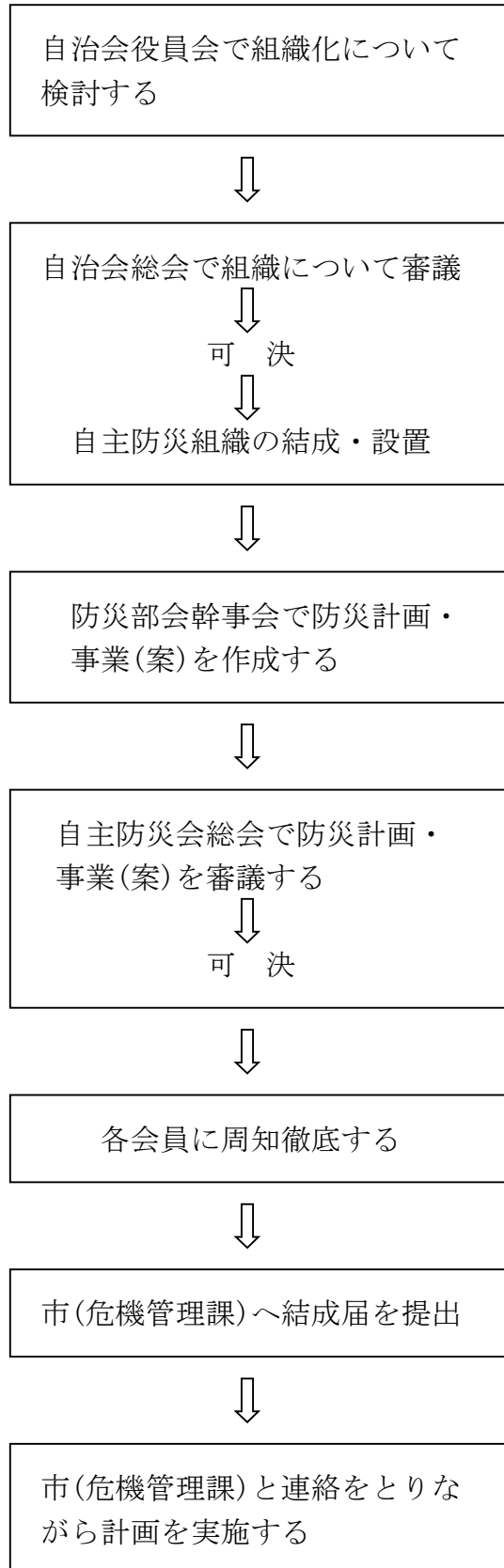


災害に強いまちづくりをめざして！

自主防災組織結成の手引き

君津市役所 総務部 危機管理課

自主防災会結成までの手順の一例



地域防災活動の3原則

1. 楽しく参加できること。

少しでも多くの住民が参加できるような工夫が必要です。

義務感を伴った強制的な活動では、人々を家庭や職場から引っ張り出すことはできません。

2. 政治色や宗教色は、ぬきであること。

特定の政治色や宗教色が感じられたりすると、一部の住民しか協力してくれません。

3. 活動目標や活動内容が明確・適切であること。

活動目標が明確で、活動の内容はその目標に向けて適切なものであることが大切です。

組織的活動の注意点

他の関連組織・関連機関と良好な関係を作りあげ、これを維持していくことが重要です。

市(危機管理課)・消防署・警察署
病院・医院・学校・PTA
婦人会・老人会・民生児童委員
子供会・商店会・会社・工場等

防災活動の進め方

1. 訓練や講演会の主催や参加呼びかけ、各種団体の講演会への参加等
2. 消火・避難・給食給水・救護訓練
3. 地域の防火巡視・防災点検
4. 地域防災地図の作成
5. 防災広報誌の作成及び発行

〇〇自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等
応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資器材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇内にある世帯を持って構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の予知及び発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 監査役は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
- 4 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会により委任された事項。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。

附 則

この規約は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇自主防災会防災計画

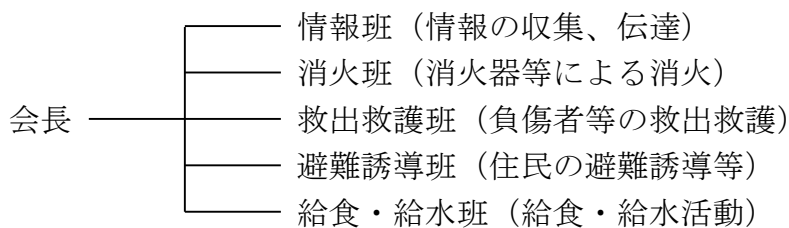
1 目的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

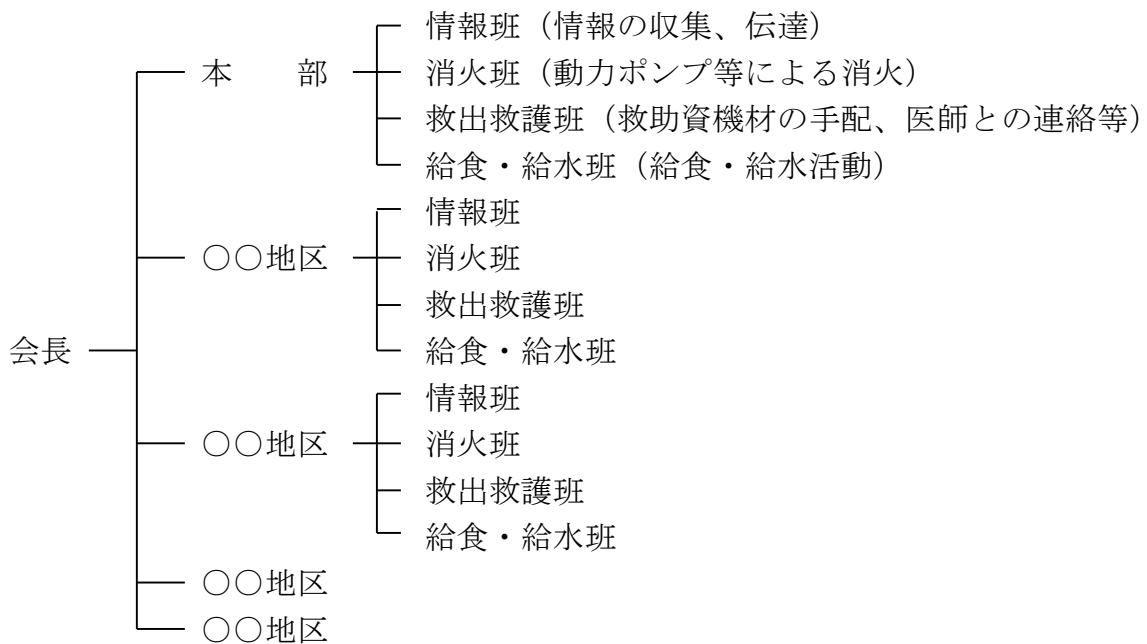
2 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動等を円滑に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

《編成例1》・・・町内会等を単位とした一般的組織の場合



《編成例2》・・・大きな組織の場合



3 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

ア 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- (ア) 防災組織及び防災計画に関すること。
- (イ) 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- (ウ) 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- (エ) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。

(オ) その他防災に関すること。

イ 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

(ア) 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布

(イ) 座談会、講演会、映画会等の開催

(ウ) パネル等の展示

ウ 実施時期

火災予防運動期間、防災週間等の防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時開催する。

(2) 防災訓練

大地震等による災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

ア 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする

イ 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

(ア) 情報の収集、伝達訓練

(イ) 消火訓練

(ウ) 避難訓練

(エ) 救出、救護訓練

(オ) その他会長が必要と認める訓練

ウ 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

エ 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

オ 訓練の時期

(ア) 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災週間中に実施する。

(イ) 訓練は、総合訓練については年〇回以上、個別訓練については随時実施する。

(3) 出火防止並びに倒壊物予防措置

大地震時等においては、火災の発生、建物や塀及び家具類等の倒壊が被害を大きくする原因となるので、出火防止と倒壊防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の点検及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物等の保管状況

ウ その他建物等の危険箇所の状況

エ ブロック塀、門柱、家具等の倒壊予防状況

(4) 防災資機材の備蓄

各家庭に消火器、簡易防火用水、バケツ、消火砂等を備え付けるよう指導するとともに、各拠点にハンドマイク、ロープ、消火器、携帯無線、担架、応急薬品、腕

章等を備蓄するものとする。

4 災害時の活動

(1) 情報の収集及び伝達

自主防災本部を〇〇に設置し、被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集及び伝達を次により行う。

ア 収集及び伝達

情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民及び防災関係機関等に伝達する。

イ 伝達の方法

情報の収集及び伝達は、電話、テレビ、ラジオ、無線放送、携帯無線、伝令等による。

(2) 出火防止及び初期消火

大地震時等に出火防止の徹底を図るため広報を行う。

また、地域内に火災が発生した場合、消火班は迅速に消火活動を行う。

(3) 救出救護

ア 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出救護活動に積極的に協力する。

イ 医療機関への搬送

救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは、最寄りの医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(4) 避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

ア 避難誘導の指示

市長の避難命令が発令されたとき、又は防災会長が必要と認めたときは、防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

イ 避難誘導

避難誘導班は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

ウ 避難路及び避難場所

(ア) 避難路 〇〇通り、ただし、〇〇通りが通行不能等の場合は、〇〇街道とする。また、災害時の通行不能などを考慮し、各世帯で複数の避難経路を確保する。

(イ) 避難場所 〇〇公園、〇〇学校など一時避難ができる場所とする。

エ 身体弱者は、担架及びリヤカー等で搬送する。

オ 自動車での避難は行わない。

(5) 給食及び給水

避難場所等における給食及び給水は、次により行う。

ア 給食の実施

給食・給水班は、市から配分された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分及び炊き出し等により給食活動を行う。

イ 給水の実施

給食・給水班は、市から提供された飲料水並びに水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

〇〇自主防災会役員名簿

年 月 日現在

役職名	氏名	住所	電話番号

◎備考 役員等の変更があった場合は、君津市役所総務部危機管理課まで変更届を提出してください。

危機管理課 防災対策係
TEL 56-1377

〇〇〇〇年度事業計画書

自主防災組織名

代表者氏名

月 別	事 業 内 容

年 月 日

君津市長 様

〇〇防災会
会長

防 災 会 設 立 届

年 月 日、〇〇自主防災会を設立しましたので、お届けします。
なお、自主防災会規約及び防災計画等については、別紙のとおりです。

添付書類

君津市自主防災組織に係る資機材等交付要領

(平成5年6月15日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、自主防災組織に対し、自主防災活動に必要な資機材等を交付することにより、自主防災組織の育成整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「自主防災組織」とは、市内の町内会又は自治会等を単位として自主防災を目的として結成される団体であって、市長が認めたものをいう。

(交付資機材)

第3条 市が交付する資機材等は、発電機・消火器・担架・救急薬品・ヘルメット・メガホン・トランシーバー・腕章その他自主防災組織の活動に必要な資機材等とする。

2 前項に規定する資機材等に係る経費は、1自主防災組織につき30万円を限度とする。

3 資機材等の交付は、自主防災組織を結成した際の1回限りとする。

(申請)

第4条 資機材等の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、資機材等交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査するとともに交付の可否を決定し、その旨を申請者に、資機材等交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(受領書の提出)

第6条 資機材等の交付を受けた申請者は、資機材等交付物件受領書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

(返還)

第7条 偽りその他不正の手段により資機材等の交付決定又は資機材等の交付を受けた自主防災組織があるときは、市長は、資機材等の交付決定を取消し、又は既に交付

した資機材等を返還させるものとする。

(管理)

第8条 資機材等の維持及び管理については、自主防災組織がこれにあたるものとし、災害に備え常に万全を期すよう心掛けるものとする。

2 資機材等の維持管理に必要な経費については、自主防災組織が全てを負担するものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月7日から施行する。

別記第1号様式（第4条）

年 月 日

君津市長 様

防災組織名

住 所

代表者氏名

電 話

資 機 材 等 交 付 申 請 書

自主防災組織の活動に必要な資機材等の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 加入世帯・人員
- 2 交付を受けたい資機材等

名 称	型 式	数 量	備 考

第2号様式（第5条）

年 月 日

防災組織名
代表者氏名 様

君津市長

資 機 材 等 交 付 決 定 （ 却 下 ） 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった資機材等の交付については、君津市自主防災組織に係る資機材等交付要領第5条の規定により、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 決定

名 称	型 式	数 量	備 考

2 却下（理由）

第3号様式（第6条）

年 月 日

君津市長 様

防災組織名

住 所

代表者氏名

資 機 材 等 交 付 物 件 受 領 書

下記のとおり受領しました。

記

交付を受けた資機材等

名 称	型 式	数 量	備 考